

平成27年3月27日公布
岩手県条例第35号

県が締結する契約に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により締結する県が発注する工事の請負に係る契約、県が業務を委託する契約、県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約並びに同法第244条の2第3項の規定による県の公の施設の管理に係る協定をいう。
- (2) 特定県契約 県契約（県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約を除く。）のうち、第8条の規定の適用を受けるものとして規則で定める種類及び金額の要件に該当するものをいう。
- (3) 受注者 県と県契約を締結した者をいう。
- (4) 特定受注者 県と特定県契約を締結した者をいう。
- (5) 下請負者等 次のア又はイに掲げる者をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、受注者その他の県以外の者から県契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に掲げる事業を行う者であって、自己の雇用する労働者を受注者又はアに掲げる者のために県契約に係る業務に従事させるもの

(基本理念)

第3条 県契約は、次に掲げる事項が確保されたものでなければならない。

- (1) 契約の性質又は目的に応じた契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性
 - (2) 経済性に配慮された上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止が図られていること、価格以外の多様な要素をも考慮されていること等により、総合的に優れた内容となっていること。
 - (3) 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件
- 2 県契約は、契約の性質又は目的に応じ、事業者の次に掲げる取組に配慮されたものでなければならない。
- (1) 地域における雇用の確保、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって県内に事務所又は事業所を有するものの受注の機会の確保、県産品（県内で生産されたもの若しくは県内で生産されたものを原材料とするもの又は県内に主たる事務所若しくは事業所を有する者が生産したものをいう。）の利用の促進、事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継その他の持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組
 - (2) 障がい者その他の就業に関する支援を必要とする者の雇用の促進に資する取組、県民の安全で安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動その他の社会的な価値の向上に資する取組

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するための総合的な施策を推進するものとする。

(受注者及び下請負者等の責務)

第5条 受注者及び下請負者等は、基本理念の実現に重要な役割を担っていることを認識し、県契約を適切に履行するものとする。

(基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等)

第6条 県は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめ、その結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させるものとする。

(1) 第3条第1項各号に掲げる事項を確保するために必要な取組

(2) 第3条第2項各号に掲げる取組（事業者における当該取組の実施の状況について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2又は第167条の11第2項に規定する入札に参加する者に必要な資格の要件とすることができるもの、同令第167条の10の2第3項に規定する基準として設定することができるものその他規則で定めるものに限る。）を促進するための県の取組

(受注者及び下請負者等の法令遵守)

第7条 受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）の規定及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第12条第1項の規定による被保険者の資格の取得に係る届出（規則で定める者に係るものに限る。）をすること。

(5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）をすること。

(6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

(特定県契約に係る措置)

第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる事項の遵守の状況について、規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、特定受注者が正当な理由がないのに前項の規定による報告の求めに応じないときその他この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、特定受注者について調査を行うことができる。

3 公営企業の管理者は、前2項の規定に準じて報告を求め、又は調査を行うことができる。

(審議会の設置)

第9条 適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図るための施策に関する重要事項を調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌）

第10条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 県契約の総合的に優れた内容の確保に関すること。
- （2） 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保に関すること。
- （3） 県契約において配慮すべき事項に関すること。

（審議会の組織）

第11条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第12条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第13条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第14条 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第15条 審議会の庶務は、商工労働観光部において処理する。

（会長への委任）

第16条 第9条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（補則）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条から第3条まで、第9条から第16条まで並びに次項及び附則第3項の規定 平成27年4月1日

（2） 第8条の規定 平成29年4月1日までの間において規則で定める日

2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 この条例を施行するために必要な第6条の規定による取りまとめの準備は、この条例の施行前においても行うことができる。

**県が締結する契約に関する条例の
基本理念の実現を図るための取組の
取りまとめ（素案）**

平成28年4月1日

岩手県

はじめに

県が締結する契約を巡る社会的要請等を踏まえ、平成 27 年 3 月、県が締結する契約に関する条例（平成 27 年岩手県条例第 35 号。以下「条例」という。）が制定・公布されました。

条例においては、県契約（条例第 2 条第 1 号に規定する県契約をいう。以下同じ。）に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図ることとされました。

また、条例では、県契約は、契約の過程及び内容の透明性、競争の公正性、総合的に優れた内容並びに契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件を確保するとともに、事業者の持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組及び社会的な価値の向上に資する取組に配慮されたものでなければならないという基本理念が定められました。県では、条例を受け、岩手県契約審議会における調査審議等を経ながら、県契約に関し、条例の基本理念の実現を図るための取組を推進することとしています。

この「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ」は、条例第 6 条の規定により、こうした条例の基本理念の実現を図るための県の取組を取りまとめ、その結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させるため、同条各号に掲げる県の取組について取りまとめたものです。

また、この取りまとめの後においては、県では、この取りまとめの結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させながら、県契約に関する取組及びこの「取りまとめ」の内容を見直していくことにより、条例の基本理念の実現を図っていくことを予定しているものです。

1

県契約において確保されるべき事項

県が締結する契約に関する条例第3条第1項

県契約は、次に掲げる事項が確保されたものでなければならない。

- 1 契約の性質又は目的に応じた契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性
- 2 経済性に配慮された上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止が図られていること、価格以外の多様な要素をも考慮されていること等により、総合的に優れた内容となっていること。
- 3 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件

1 契約の性質又は目的に応じた契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性

① 契約の過程及び内容の透明性

【工事請負契約】

- ◆1 全ての競争入札に係る公告及び入札結果を岩手県公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するほか、契約締結後においては、入札過程及び結果に関する事項を閲覧に供する（250万円以上の随意契約を含む。）。
- ◆2 毎年度、入札結果の統計に関する事項（業種・地域別の件数、予定価格、契約額及び平均落札率）をホームページで公表する。
- ◆3 全ての競争入札に係る発注見通しに関する事項をホームページで公表するほか、契約議案に係る工事は県議会に報告する。

【業務委託契約】

- ◆4 一般競争入札に係る公告及び入札結果の公表をホームページで行う。
- 5 建設関連業務において、当該年度の一般競争入札に係る発注見込みをホームページで公表することを検討する。
- 6 建設関連業務において、契約件数、平均落札率等の契約状況の概要をホームページで公表することを検討する。

【物品購入】

- ◆7 一般競争入札等に係る公告及び結果の公表をホームページで行う。
- 8 契約件数、平均落札率等の契約状況の概要を、ホームページで公表することを検討する。
- 9 当該年度の一般競争入札に係る発注見通しに関する事項をホームページで公表することを検討する。

【指定管理協定】

- ◆10 県との協定締結において、募集は原則公募とし、ホームページ等で広く周知を図り、指定管理者を指定したときは、公告及び経過の公表を行う。

② 契約の競争の公正性

【工事請負契約】

- ◆11 契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札又は条件付一般競争入札を原則とする。
- ◆12 工事毎に入札参加要件を定めようとするときは、競争入札審議会の審議に付し、決定することを原則とする。
- ◆13 予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させる。

【業務委託契約】

- ◆14 契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札又は条件付一般競争入札を原則とする。
- ◆15 建設関連業務において、競争入札参加資格要件を定めるときは、競争入札審議会に付し決定する。
- ◆16 建設関連業務において、予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価等の実勢価格を適切に反映する。

【物品購入】

- ◆17 契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札、条件付一般競争入札又はオープンカウンター方式による定例見積合わせを原則とする。
- ◆18 1件の見積価格が500万円以上の物品等の調達に係る機種、銘柄、契約方法及び業者の選定（入札参加要件を含む。）を行おうとするときは、岩手県物品調達審議委員会の審議に付し、決定する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆19 予定価格の設定に当たっては、購入実績を基準としながら、市場価格等を参考とする。なお、30万円を超える印刷物及び特別仕様物品については、仕様書等により価格を構成する諸要素を積み上げて積算した原価等により算出する。

【指定管理協定】

- ◆20 県との協定締結において、契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている公募を原則とする。

③ 談合その他の不正行為の排除

【工事請負契約】

- ◆21 競争入札参加資格登録の審査において、県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を資格要件とするほか、入札においては、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を参加要件とする。
- ◆22 競争入札参加資格者が、粗雑工事、事故、贈賄及び不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、指名停止措置を行う。
- ◆23 談合情報があった場合には、談合情報対応マニュアルに基づき対応する。
- ◆24 電子入札を全ての入札に導入するほか、予定価格の事前公表を行うなど、談合等不正行為の排除に努める。

【業務委託契約】

- ◆25 庁舎管理業務及び建設関連業務等の業務における競争入札参加資格登録の審査において、県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を資格要件とするほか、入札においては、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を参加要件とする。
- ◆26 建設関連業務等の業務において、粗雑成果物、事故、贈賄及び不正行為、暴力団関係等に基づく措置基準に該当するときは指名停止措置を行う。
- ◆27 建設関連業務において、談合に関する情報があった場合には、建設関連業務委託談合情報対応マニュアルに基づき対応する。

【物品購入】

- ◆28 競争入札参加資格登録の審査において、県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を資格要件とするほか、入札においては、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を参加要件とする。
- ◆29 競争入札参加資格者が、契約違反、事故、贈賄及び不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、入札参加制限措置を行う。
- ◆30 オープンカウンター方式による定例見積合せの参加の要件は、競争入札参加資格の付与要件に準ずる。
- ◆31 談合情報があった場合には、「物品購入等入札談合情報対応マニュアル」に基づき対応する。

【指定管理協定】

- ◆32 指定管理者の申請資格審査において、県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を資格要件とする。

2 総合的に優れた内容となっていること

① 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止

【工事請負契約】

- ◆33 入札において低入札価格調査制度を導入し、適切な調査基準価格及び失格基準価格を研究する。

【業務委託契約】

- ◆34 建設関連業務において、最低制限価格制度を導入する。
- ◆35 県立病院清掃業務委託に係る低入札価格調査制度を導入する。
- 36 庁舎等管理業務において、一般競争入札に係る最低制限価格制度の導入を検討する。

【物品購入】

- 37 印刷業務などの製造の請負において、一般競争入札に係る最低制限価格制度の導入を検討する。

【指定管理協定】

- ◆38 公募にあたっては、過去の運営業務実績等を参考資料として公表し、契約の基準となる金額を示す。

② 価格以外の多様な要素の考慮

【工事請負契約】

- ◆39 競争入札参加資格登録の審査において、経営事項審査の審査項目を除く審査項目（以下「審査項目」という。）で、事業者の工事成績評点、企業表彰、資格者の雇用などの品質管理に関する取組を評価する。
- ◆40 入札において、工事内容及び金額に応じ、施工形態、資格総合点数、同種工事の経験、配置技術者の資格等を入札参加要件とする。
- ◆41 入札において、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素（技術力、施工能力等）を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた者を契約の相手方とする総合評価落札方式条件付一般競争入札（以下「総合評価落札方式」という。）を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆42 入札において、同種工事等の経験を有する配置予定技術者を評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆43 入札において、過去の工事成績や同種の工事实績等の企業の施工能力を評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆44 入札において、技術的工夫の余地がある工事を対象に、工事の品質等の向上に資する提案を求めて評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆45 最適な仕様を設定できない工事や、仕様の前提となる条件設定が困難な工事を対象に、設計・施工の技術提案を求め、適切な提案を行った参加者の中から契約の相手方を決定する公募型プロポーザル方式を実施する。
- ◆46 契約において、一括下請負及び一括委任を禁止する。

【業務委託契約】

- ◆47 建設関連業務において、配置予定技術者の経験及び能力を評価する簡易総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆48 建設関連業務において、一括再委託及び発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託することを禁止する。
- ◆49 建設関連業務において、過去の業務成績を評価する簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札（以下「簡易総合評価落札方式」という。）を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆50 建設関連業務等の業務において、技術提案等を評価し最適な受注者を選定するため、プロポーザル方式を実施する。
- ◆51 建設関連業務において、配置予定管理技術者の同種業務の成績を評価する簡易総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆52 庁舎管理業務において、競争入札参加資格の審査項目で、I S O 9000 シリーズの認証取得による品質管理に関する取組を評価する項目を設定する。
- ◆53 庁舎管理業務等において、一括下請負及び一括委任を禁止する。（再委託禁止条項、一部再委託は承認が必要）

- ◆54 県立病院における診療等に著しい影響を与える業務について、厚生労働省令で定める基準に適合した者に委託する（検体検査、滅菌、給食、医療器械保守、寝具・病衣の洗濯、清掃）。

【物品購入】

- ◆55 印刷物の製造の請負において、一括下請負及び一括委任を禁止する（医療局を除く）。

【指定管理協定】

- 56 指定管理者の候補者の選定に当たり、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクル推進等環境への配慮を公募要件とすることを検討する。

3 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件

① 適正な賃金水準の確保

【工事請負契約】

- ◆57 競争入札参加資格登録の審査において、事業者のコンプライアンス（法令遵守）の取組を評価する。

【業務委託契約】

- 58 庁舎管理業務において、適正な賃金水準を確保するため、実態調査の実施を検討する。

【指定管理協定】

- 59 適正な賃金水準を確保するため、指定管理者の候補者の選定の審査において、最低賃金を下回らない管理運営計画であることを公募要件とすることを検討する。

② 社会保険に係る法令遵守

【工事請負契約】

- ◆60 競争入札参加資格登録の審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は当該保険に加入していることを資格要件とする。

【業務委託契約】

- ◆61 建設関連業務における競争入札参加資格登録の審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は当該保険に加入していることを資格要件とする。
- 62 庁舎管理業務における競争入札参加資格登録の審査において、事業者が社会保険の適用事業所である場合は当該保険に加入していることを資格要件とすることを検討する。

【物品購入】

- 63 競争入札参加資格登録の審査において、事業者が社会保険の適用事業所である場合は当該保険に加入していることを資格要件とすることを検討する。

【指定管理協定】

- 64 指定管理者の候補者の申請資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所である場合は当該保険に加入していることを資格要件とすることを検討する。

③ 労働環境の整備

【工事請負契約】

- ◆65 競争入札参加資格登録の審査において、事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。
- ◆66 事業者の障がい者雇用を評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。

【業務委託契約】

- ◆67 庁舎管理業務における競争入札参加資格登録の審査において、事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。

【物品購入】

- ◆68 競争入札参加資格登録の審査において、事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。

④ 労働福祉の促進

【工事請負契約】

- ◆69 県営建設工事に係る契約において、建設業退職金共済制度への加入など、事業者の労働福祉への取組を契約（共通仕様書）に記載する。

II

県契約において配慮されるべき事業者の取組

県が締結する契約に関する条例第3条第2項

県契約は、契約の性質又は目的に応じ、事業者の次に掲げる取組に配慮されたものでなければならぬ。

- 1 地域における雇用の確保、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって県内に事務所又は事業所を有するものの受注の機会の確保、県産品（県内で生産されたもの若しくは県内で生産されたものを原材料とするもの又は県内に主たる事務所若しくは事業所を有する者が生産したものをいう。）の利用の促進、事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継その他の持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組
- 2 障がい者その他の就業に関する支援を必要とする者の雇用の促進に資する取組、県民の安全で安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動その他の社会的な価値の向上に資する取組

1 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組

① 雇用の確保

【工事請負契約】

- ◆70 競争入札参加資格登録の審査において、県内事業者の高校等卒業後3年以内の者の継続雇用を評価する。
- ◆71 正規社員としての新規雇用を評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆72 契約において、下請契約を締結する場合の契約の相手方を県内に本社を有する者の中から選定することを努力義務とする。
- ◆73 競争入札参加資格登録の審査において、県内事業者の公共職業能力開発施設等の課程修了後3年以内の者の継続雇用を評価する。
- ◆74 県営建設工事競争入札参加資格登録の審査において、県内事業者の登録基幹技能者の雇用を評価する。

【業務委託契約】

- ◆75 県立病院の清掃作業従事者について、地元雇用を原則とするよう入札説明書に記載する。
- 76 庁舎管理業務のうち、複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。（一部実施済）

【指定管理協定】

- 77 指定管理に係る協定締結期間を3年間としているものについて、雇用の安定を図るため、協定締結期間の拡大を検討する。

② 県内の中小企業者の受注機会の確保

【工事請負契約】

- ◆78 入札において、県内企業への発注を優先する地域要件を設定する。
- ◆79 入札において、工事内容に応じて、工事の実施箇所と入札者の本店所在地が同一地域内であることを評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆80 入札において、等級別発注標準に基づき、少額工事については参加要件を小規模な事業者とする条件付一般競争入札を実施する。
- ◆81 入札において、工事の規模や難易度に応じた参加要件を設定する。
- ◆82 入札において、同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事については要件を付さない。
- ◆83 競争入札参加資格登録の審査において、県内事業者の災害対応訓練への参加、災害緊急時のパトロール、時間外待機や救援活動への協力及び地域貢献活動の取組を評価する。
- ◆84 県内での災害活動などの実績を評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。

【業務委託契約】

- ◆85 建設関連業務の入札において、県内企業を優先する地域要件を設定する。
- 86 建設関連業務において、簡易総合評価落札方式では、地域の実情に即した評価方法を検討する（医療局及び企業局を除く）。
- 87 庁舎管理業務において、一般競争入札の地域要件等の設定方法について検討する。（一部実施済）

【物品購入】

- ◆88 条件付一般競争入札及びオープンカウンター方式による定例見積合わせで、地域要件を設定する。

③ 県産品の利用促進

【工事請負契約】

- ◆89 県営建設工事に係る契約において、建設資材の納入契約を締結する場合の契約の相手方を県内に本社を有する者の中から選定すること、調達する建設資材は県産とするよう努めることを努力義務とする。

【業務委託契約】

- ◆90 県立病院における給食業務について、地産地消に配慮した食材調達についてプロポーザルの評価項目に設定する。

【物品購入】

- 91 岩手県再生資源利用認定製品の利用に配慮することを検討する。
- 92 県産品の利用促進に配慮することを検討する。

④ 事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継

【工事請負契約】

- ◆93 競争入札参加資格登録の審査において、配置できる技術者の資格、継続学習等を評価する。
- ◆94（再掲 73） 競争入札参加資格登録の審査において、県内事業者の公共職業能力開発施設等の過程修了後3年以内の者の継続雇用を評価する。
- ◆95（再掲 74） 県営建設工事競争入札参加資格登録の審査において、県内事業者の登録基幹技能者の雇用を評価する。
- ◆96 入札において、企業の施工能力（資格取得の取組、有資格者の雇用）、配置予定技術者（工事成績評定点、表彰実績等）を評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。

【業務委託契約】

- 97 建設関連業務において、簡易総合評価落札方式では、配置予定技術者の資格、継続教育の実施を評価することなどを検討する（医療局及び企業局を除く）。

【指定管理協定】

- 98 専門性のある職員が必要となる施設にあつては、指定管理者の候補者の選定にあたり、その専門性を評価する項目を検討する。

2 社会的な価値の向上に資する取組

① 障がい者その他の就業支援が必要な者の雇用の促進に資する取組

【工事請負契約】

- ◆99（65 再掲） 競争入札参加資格登録の審査において、事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。
- ◆100（66 再掲） 事業者の障がい者雇用を評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。

【業務委託契約】

- ◆101（67 再掲） 庁舎管理業務における競争入札参加資格の審査において、事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。

【物品購入】

- ◆102 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの調達目標を設定し、優先調達を推進する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆103（68 再掲） 競争入札参加資格の審査において、事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。

② 県民の安全・安心な生活に資する活動

【工事請負契約】

- ◆104 競争入札参加資格登録の審査において、消防団員の雇用を評価する。
- ◆105 競争入札参加資格登録の審査において、除排雪業務の受託、災害時応急活動の実施状況等を評価する。
- ◆106 (84 再掲) 県内での災害活動などの実績を評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆107 入札において、事業者の災害活動等の地域精通度を評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆108 維持補修工事において、受注者の施工体制を重視した契約方式（地域維持型契約方式）を試行する（医療局及び企業局を除く）。

【業務委託契約】

- ◆109 道路除雪業務において、受注者の施工体制を重視した入札方式を試行する。

③ 環境に配慮した事業活動

【工事請負契約】

- ◆110 競争入札参加資格登録の審査において、いわて地球環境にやさしい事業所認定の取得などの環境配慮に関する取組を評価する。
- ◆111 事業者の I S O 14000 シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価する総合評価落札方式を実施する（医療局及び企業局を除く）。
- ◆112 (108 再掲) 維持補修工事において、受注者の施工体制を重視した契約方式（地域維持型契約方式）を試行する（医療局及び企業局を除く）。

【業務委託契約】

- ◆113 庁舎管理業務における競争入札参加資格の審査項目に、事業者の I S O 14000 シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価する項目を設定する。

【物品購入】

- ◆114 競争入札参加資格の審査項目で、事業者の I S O 14000 シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価する。
- ◆115 岩手県エコマネジメントシステム運用に伴う購入により、環境に配慮した取組の促進に努める。

④ 男女共同参画の推進に配慮した事業活動

【工事請負契約】

- ◆116 (関連取組 65、99) 競争入札参加資格登録の審査において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進する事業者の取組を評価する。

【業務委託契約】

- ◆117（関連取組 67、101） 庁舎管理業務における競争入札参加資格登録の審査において、いわて子育てにやさしい企業等の認証を取得し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進する事業者の取組を評価する。

【物品購入】

- ◆118（関連取組 68、103） 競争入札参加資格登録の審査において、いわて子育てにやさしい企業等の認証を取得し、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進する事業者の取組を評価する。

【参考1】主な用語の解説

用語	解説
県	岩手県
県契約	地方自治法第234条第1項の規定により締結する県が発注する工事の請負に係る契約、県が業務を委託する契約、県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約並びに同法第244条の2第3項の規定による県の公の施設の管理に係る協定をいう。
工事請負契約	県が発注する、土木工事及び建築工事の請負契約。
業務委託契約	県が業務を委託する契約。庁舎管理業務（清掃、警備、駐車場管理、受付・案内、設備の運転・保守管理等）や建設関連業務（土木工事及び建築工事に係る測量、調査、設計等）などの委託契約を指す。
物品購入	県が物品（事務用品等の消耗品、機械・機器等の備品等）を購入する契約。印刷物等の製造請負契約を含む。
指定管理協定	県が設置した施設の管理に係る協定。
一般競争入札	入札に関する公告に基づき、競争入札参加資格を持つ者が入札書を提出し、その中で最も有利な条件の者（予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者）と契約を締結する方式。
条件付一般競争入札	地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定める。
競争入札参加資格（者）	県が行う一般競争入札等に参加する者に必要な資格（当該資格を付与された者）。 なお、競争入札参加資格は、それを満たさないと資格が付与されない付与要件と参加可能な入札の規模（等級）を定める審査項目（点数）に分かれている。
低入札価格調査制度	一般競争入札により、工事請負契約を締結する場合に、一定価格（調査基準価格）未満の入札者に関して、その価格で入札した理由、入札価格の内訳や手持ち工事・手持資材等の状況などについて確認調査を行い、契約の内容に適合した履行ができないおそれがあると認めるとき又は公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認めるときは、その者を落札者とししない制度
最低制限価格制度	競争入札により工事請負契約や業務委託契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることができる制度。

用語	解説
総合評価落札方式(条件付一般競争入札)	<p>地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき落札者を決定する一般競争入札の方法をいう。入札価格のほかに、価格以外の要素(技術力、施工方法、施工実績、社会貢献など)を評価の対象に加え、これらを総合的に評価し、最も優れたものを落札者とする方式。</p> <p>工事の難易度(技術的な工夫の余地)や予定価格(工事規模)、求める技術力に応じた技術提案の数、内容に応じて、「高度技術提案型」、「標準型」、「簡易型」のタイプに分類される。</p>
公募型プロポーザル方式	<p>高度な知識、高度な技術力、高度な構想力並びに業務遂行能力や応用力が要求される業務や工事等について、技術提案を求め、その内容を審査して最適な受注者を選定し、その者との随意契約とする方式。</p>
オープンカウンター方式(見積合わせ)	<p>見積を依頼する相手方をあらかじめ特定しないで、対象案件の見積条件等を一定期間提示し、提出された見積のうち予定価格以内で最低額の見積書提出者と契約を締結する方法。</p>
ISO9000シリーズ	<p>ISO(国際標準化機構)による品質マネジメントシステムに関する国際規格の総称で、顧客の要求を満たす製品を供給し、顧客の満足度を強化することを目的とする組織に必要な要求事項を定めたもの。</p>
岩手県再生資源利用認定製品	<p>廃棄物の排出抑制とリサイクル産業の育成の観点から、リサイクル製品のうち、一定の基準を満たした優れた再生資源利用製品として県が認定した製品。</p>
いわて地球環境にやさしい事業所認定(制度)	<p>地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている県内の事業所を認定する制度。</p>
ISO14000シリーズ	<p>ISO(国際標準化機構)による環境マネジメントシステムに関する国際規格の総称で、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を目的とする組織に必要な要求事項を定めたもの。</p>
岩手県エコマネジメントシステム	<p>ISO14001に基づく環境マネジメントシステムに代えて、事務処理の簡素化等を図り、目的を明確化した岩手県独自の環境マネジメントシステム。</p>
一般事業主行動計画	<p>次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。</p> <p>従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。</p>
いわて子育てにやさしい企業等(認証・表彰制度)	<p>県内の仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰する制度。</p>

【参考2】各取組の担当一覧

取組	担当部署名	取組	担当部署名
1	総務部総務室	31	出納局管理担当
2	総務部総務室	32	総務部管財課
3	総務部総務室	33	総務部総務室
4	総務部法務学事課	34	県土整備部建設技術振興課
5	県土整備部建設技術振興課	35	医療局経営管理課
6	県土整備部建設技術振興課	36	総務部管財課
7	総務部法務学事課	37	出納局管理担当
8	出納局管理担当	38	総務部管財課
9	出納局管理担当	39	県土整備部建設技術振興課
10	総務部管財課	40	総務部総務室
11	総務部総務室	41	総務部総務室
12	総務部総務室	42	総務部総務室
13	県土整備部建設技術振興課	43	総務部総務室
14	総務部管財課 県土整備部建設技術振興課	44	総務部総務室
15	県土整備部建設技術振興課	45	県土整備部建設技術振興課 等
16	県土整備部建設技術振興課	46	総務部総務室
17	出納局管理担当	47	県土整備部建設技術振興課
18	出納局管理担当	48	県土整備部建設技術振興課
19	出納局管理担当	49	県土整備部建設技術振興課
20	総務部管財課	50	県土整備部建設技術振興課 等
21	県土整備部建設技術振興課	51	県土整備部建設技術振興課
22	総務部総務室	52	総務部管財課
23	総務部総務室	53	総務部管財課
24	総務部総務室	54	医療局経営管理課
25	総務部管財課 県土整備部建設技術振興課 等	55	出納局管理担当
26	県土整備部建設技術振興課 等	56	総務部管財課
27	県土整備部建設技術振興課	57	県土整備部建設技術振興課
28	出納局管理担当	58	総務部管財課
29	出納局管理担当	59	総務部管財課
30	出納局管理担当	60	県土整備部建設技術振興課

取組	担当部署名	取組	担当部署名
61	県土整備部建設技術振興課	91	出納局管理担当 環境生活部資源循環推進課
62	総務部管財課	92	出納局管理担当 商工労働観光部産業経済交流課
63	出納局管理担当	93	県土整備部建設技術振興課
64	総務部管財課	94	県土整備部建設技術振興課
65	県土整備部建設技術振興課	95	県土整備部建設技術振興課
66	総務部総務室	96	総務部総務室
67	総務部管財課	97	県土整備部建設技術振興課
68	出納局管理担当	98	総務部管財課
69	県土整備部建設技術振興課	99	県土整備部建設技術振興課
70	県土整備部建設技術振興課	100	総務部総務室
71	総務部総務室	101	総務部管財課
72	総務部総務室	102	出納局管理担当 保健福祉部障がい保健福祉課
73	県土整備部建設技術振興課	103	出納局管理担当
74	県土整備部建設技術振興課	104	県土整備部建設技術振興課
75	医療局経営管理課	105	県土整備部建設技術振興課
76	総務部管財課	106	総務部総務室
77	総務部管財課	107	総務部総務室
78	総務部総務室	108	県土整備部建設技術振興課
79	総務部総務室	109	県土整備部道路環境課
80	総務部総務室	110	県土整備部建設技術振興課
81	総務部総務室	111	総務部総務室
82	総務部総務室	112	県土整備部建設技術振興課
83	県土整備部建設技術振興課	113	総務部管財課
84	総務部総務室	114	出納局管理担当
85	県土整備部建設技術振興課	115	出納局管理担当 環境生活部環境生活企画室
86	県土整備部建設技術振興課	116	県土整備部建設技術振興課
87	総務部管財課	117	総務部管財課
88	出納局管理担当	118	出納局管理担当
89	総務部総務室		
90	医療局経営管理課		